

掛川市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和5年3月10日

掛川市長 久保田 崇

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(1) 掛川市高田字溝ノ口原883-1

(2) 掛川市吉岡字吉岡原1730-3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目7番1号

株式会社サカタのタネ

代表取締役 坂田 宏